



南阿蘇村告示107号

南阿蘇村住民監査（職員措置）請求に係る勧告に基づく措置について

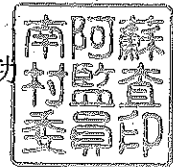
南阿蘇村住民監査（職員措置）請求の勧告（南阿監第74号）に基づく措置について、別紙（写し）のとおり南阿蘇村長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により公表します。

令和3年12月10日

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文



南阿蘇村監査委員 橋本 功



監査委員

監査委員

事務局長

次長

係長

主事



南阿総第1329号
令和3年12月9日

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文 様
南阿蘇村監査委員 橋本 功 様

南阿蘇村長 吉良 清一



南阿蘇村住民監査（職員措置）請求に係る勧告を受けて講じた措置
について（通知）

令和3年12月6日付け南阿監第74号により勧告のあった標記の件について、地方自治法第242条第9項の規定に基づき下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

（勧告に基づき講じた措置）

南阿蘇村は南阿蘇村長に対し、次のとおり不当な公金支出額全額の返還を求めた。

（1）内容

| | |
|--------|-------------|
| ア 相手方 | 南阿蘇村長 吉良 清一 |
| イ 返還額 | 1,114,920円 |
| ウ 返還期限 | 令和3年12月20日 |

